

## 規 則

採石法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第二十二号

採石法施行細則の一部を改正する規則

採石法施行細則（昭和四十七年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「省令」を「第一条又は省令」に、「第八条の十七又は」を「第八条の十七若しくは」に、「認可の申請又は届出」を「届出又は認可の申請」に改め、同条を第三条とする。

第一条第一項中「採石法施行規則」を「前条又は採石法施行規則」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（軽微な変更の届出）

第一条 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の五第二項の規定による届出は、知事が別に定める様式による届書を提出して行わなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。